



～マナーからルールへ～

なくそう！ 望まない受動喫煙



健康増進法改正により受動喫煙防止は施設管理者等の義務となりました

栃木県保健福祉部健康増進課 ☎028(623)3094

望まない受動喫煙を防止するため、多数の人が集まる施設・店舗はその種類に応じて、原則敷地内禁煙または原則屋内禁煙が義務付けられることになりました。ただし、例外として喫煙場所を設けることができます。

該当となる施設

①7月1日から敷地内禁煙…学校、幼稚園・保育園等、病院・診療所、役場など

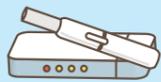
ただし、例外として以下の要件を満たす喫煙場所を設置することができます。

- ・屋外の場所の一部であること
- ・喫煙可能な場所であることを記載した標識を掲示すること
- ・施設管理者によって区画されていること
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

②来年4月1日から原則屋内禁煙…事業所、ホテル・旅館、美容室、飲食店、公共交通機関など

規制の対象となるたばこ

たばこ葉を燃焼または加熱する製品
(例)紙巻たばこ、
加熱式たばこ



！**ご注意ください！**

たばこ葉を使用していない製品は、法律の規制対象品ではありませんが、加熱式たばこで見分けがつかない場合が多いため、喫煙禁止場所では使用しないまたは使用させないことをお勧めします。
(例)ニコチンゼロをうたう電子たばこ

法律における義務

<全ての人の義務>

- ・喫煙禁止場所において喫煙しない義務
- ・紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等をしない義務
- ・喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務 等

<施設の管理権限者の義務>

- ・喫煙可能な場所を設置する場合、その旨を示す標識を設置する義務
- ・喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務
- ・喫煙場所を設置する場合、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務 等
- ・喫煙室内に20歳未満の人(従業員を含む)を立ち入らせない義務

→ これらの義務違反者に対しては、罰則が発生する場合があります。

たばこは日本人死亡の最大因子です。 皆さんの健康を守るため、ご協力をお願いします。



町では、平成24年度から地籍調査を行っています。地籍調査とは、土地に関する戸籍調査ともいわれており、土地の所有者・地番・地目・境界・面積について、一筆ごとに調査や測量を行います。

今年度は、昨年度に引き続き、大字西水沼、西高橋および打越新田の一部を実施します。

正確な調査を行うためには、関係者の立ち会いのもと境界を確認するなど土地所有者の協力がが必要です。調査に関して、費用の個人負担はありません。町民の皆さんのご協力をお願いします。

町建設課地籍調査係
☎028(677)6097

地籍調査を 実施します

